

株式会社タニタヘルスリンク 行動計画書

社員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日（2 年間）

2. 目標と取組内容

目標 1：育児休業の取得率を、男性従業員 80%以上、女性従業員 100%とする。

＜取組内容＞

- 2026 年 8 月～：全社員に対し、育児休業制度および育児休業給付金等の公的支援制度について改めて周知を行う。
- 2026 年 10 月～：育休取得率の周知により、性別を問わず育休を取得しやすい職場風土を醸成する。
- 随時：育児休業対象者への育児休業制度の個別の取得勧奨（面談）の実施。

目標 2：仕事と育児・仕事と介護の両立支援制度の利用の促進。

＜取組内容＞

- 2026 年 4 月～：相談窓口の周知を図る。
- 2027 年：育児・介護の両立支援につながる話し合いの場を設け、社内の状況を把握。
- 随時：相談受付。制度が使いやすい風土を醸成する。

目標 3：従業員の年次有給休暇の取得を促進し、取得率を 50%以上とする。

＜取組内容＞

- 2026 年 4 月～：「有給休暇計画表」の周知・利用促進
- 毎年度 4 月～：給休暇取得推奨日をカレンダーに記載する。
- 随時：年次有給休暇の取得状況を、管理職へ定期的にフィードバックを行う。